

平成30年 第2回（8月）定例会

# 県央県南広域環境組合

## 議会 会議録

平成30年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成30年8月29日 (1日間) 午後1時00分 開会

平成30年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 本田 順也	2番 北浦 守金	3番 森 多久男
4番 田添 政継	5番 土井 信幸	6番 南条 博
7番 山口 喜久雄	8番 上田 篤	9番 町田 康則
10番 小田 孝明	11番 小嶋 光明	12番 林田 勉
13番 松本 正則		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 川路 敬一郎	総務課長 後田 一光
施設課長 清水 友秀	総務課課長補佐 大竹 公明	施設課課長補佐 杉本 克也

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸	書記 濱崎 和也	書記 岸本 晶
----------	----------	---------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	議会運営委員会委員の選任について
日程第5	一般質問

- 日程第6 議案第7号 平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正  
予算(第1号)  
議案第8号 平成29年度県央県南広域環境組合一般会計歳入  
歳出決算の認定について

**○議長(松本正則君)**

皆さんこんにちは。ただいまから平成30年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、南島原市議会の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

南島原市議会議員 小嶋 光明 議員

でございます。よろしく願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

また、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、クールビズによる空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着等の着用は各位の判断にお任せしますので、よろしく願いいたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者

**○管理者(宮本明雄君)**

皆様こんにちは。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、1日当たりおおむね250tのごみ処理を順調に継続しており

まして、今年度は4月14日から23日までの10日間と、8月18日から20日までの3日間、炉の運転を計画的に停止し、ピット内のごみ残量調整と炉の点検整備を実施したところでございます。

今後とも市民生活に支障を来さないよう、安全運転と一層の経費の節減、効率的な運転に努め、施設の管理を行ってまいり所存でございます。

次に、平成28年10月18日、福岡高等裁判所におきまして成立した、和解に基づく平成29年度分の精算金につきましては、約1億600万円に決定し、精算金の合意書を締結いたしましたので、歳入予算として今議会に提出しております。

議案第7号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」に、歳出予算の弁護士報酬及び積立金等、あわせて計上させていただきます。

瑕疵担保期間が切れます平成32年度以降の第2期ごみ処理施設基本方針につきましては、昨年度から構成市の担当部長課長会議を5回開催、また今年度、副市長部長会議を2回開催し、検討、協議を重ねてきたところでございますが、基本方針のいかに係わらず、ガスエンジン5台の更新が必要となることから、その更新費用につきましては、平成30年度から32年度までの3年間の債務負担行為として限度額を24億2,000万円と算定し、計上させていただきます。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、議案第7号のほか、議案第8号といたしまして「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。内容については、事務局長より説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

本日の議会は、本年度初めての議会でもありますので、この場をお借りいたしまして、4月の人事異動により新たに発令をいたしました幹部職員を御紹介させていただきます。

事務局長の川路敬一郎君でございます。

施設課長の清水友秀君でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終らせていただきます。

以上、簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（松本正則君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しております

ので、議員の皆様方は、移動をお願いいたします。

(午後1時06分 休憩)

(午後1時10分 再開)

**○議長（松本正則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

11番 小嶋光明議員

ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月29日、一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に10番小田孝明議員及び11番小嶋光明議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

現在、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、11番小嶋光明議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（松本正則君）**

異議なしと認めます。

小嶋光明議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の在任期間となりますので、平成31年8月28日までとなります。よろしくお願いをいたします。

ここで、議会運営委員会を開催するため、しばらく休憩いたします。委員の皆様は、別室へ移動をお願いいたします。

(午後1時12分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に先立ちまして、先ほどの議会運営委員会において、副委員長に小嶋光明議員が互選されましたので、御報告いたします。よろしく願いをいたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確な答弁をお願いいたします。

なお、本日の一般質問、議案質疑などは、全て自席でお願いをいたします。

それでは、一般質問の発言順序につきましては通告順となっております。

初めに、田添政継議員にお願いしたいと思います。では、田添議員よろしく申し上げます。

○4番（田添政継君）

諫早市議会選出の、議席4番の田添でございます。今から一般質問を、通告に従いさせていただきたいと思いますが、午前中に全員協議会が開催をされて、色々と同僚議員の方から活発な意見が出されました。やはりそれだけこのごみ処理場の今後については、構成市の市民の皆さん方の関心が高いものだというふうに感じました。やはり具体的な議論をする場合に、この組合議会の中で、市民に開かれた中で色んな問題点を明らかにし、解決策を模索していくのが当然じゃないかなというふうな思いもありましたので、若干、全協と重なる部分があるかも分かりませんが、ぜひそこら辺はそういう御理解をいただいて、質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、質問通告に従いまして、質問をさせていただきます。

焼却炉における日常の安全対策についてということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

焼却炉における日常作業の安全対策に関する質問にお答えいたします。

現在、県央県南クリーンセンターのごみ搬入場所であるプラットホームには、検査誘導員として6名の嘱託員が勤務しており、この6名の嘱託員が交代

で勤務し、通常時は4名体制でゴミ搬入車の対応を行っております。

夏季においてはプラットホーム内の温度が高くなることから、熱中症対策として平成17年度からプラットホーム南側の一部に休憩場所を設け、冷房機を設置しております。

なお、昨年度から猛暑が続いておりますが、今年度冷房機を1台追加し、計4台設置しております。

また、今年度は作業中の熱中症対策として、新たに空調付きの作業着、作業着の脇に扇風機がついているものでありますが、それを購入し着用させていただきます。

検査誘導員に対しましては、体調管理はもちろんのこと、早目の水分補給、塩分の補給を行うこと、また、体調に不良を感じた場合は、無理せず休憩をとるように指導をしているところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

事務局長、昼休みの間に、のんのこ温水プールと、それから処理場を見学してまいりました。確かに、おっしゃるように休憩場が設けられて、作業をされておりましたけれども、室内温度が34度でした。なので、恐らく今はもう相当、ピーク時からすると4、5度は下がっていると思っているんですが、非常に劣悪な労働環境だというふうに思うんですけども、この作業場は労働安全衛生法上の色んな制約とかいうのは受けていますか。例えば、高温とか湿度とか、そういう中で施さなければならない対策等が労安法には規定をされているというふうに思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

申しわけございません。御質問に対する資料を手元に持ちませんので、申しわけございませんが答弁はできません。申しわけございません。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

よく分かりました。聞き取りの時にもう少し詳しく課長さんをお願いしておけばよかったんですけども。後で、すみませんがよろしく願いしておきます。

それでは、2番目の瑕疵担保期間以降の焼却炉の運転契約についてということで、今年2月の定例議会以降のことについてお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、決定する時期等については、平成30年度中に決定されるものは決定をしていくというふうな御答弁が午前中の全協の中であったように思うんですけども、そこら辺との関係で、午前中の全協の配付資料の13ページの方に今後のスケジュールというようなことで書いてあるんですけども、我々構成4市のことについてこの組合議会との関係でお尋ねをしたいんですけども、以前に、係争中の裁判の和解交渉とかが繰り返し行われる中で、私は諫早市議会ですけれども、決定した内容を議会に報告するのではなくて、ここで議論された決定前のことを諫早市議会の全員に周知をし、議論をする場を、そういう時間を確保してほしいというようなことが言われておりましたので、そういうことで説明をしているんですけども、この今後のスケジュールの中で、30年度を中心に炉の方向性を決定するというございますけれども、構成市の議会の中では、そういう議論の場というのはこのどの段階で保証されていくんでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

整備方針の決定する時期と構成議会への説明ということでございます。

瑕疵担保期間が切れます平成32年度以降の施設の整備方針につきましては、昨年度に、構成市で組織しております廃棄物担当部長課長会議を合計5回開催いたしまして、専門コンサルタントの技術支援を得ながら、本施設を長寿命化するケースと、新たに建て替えるケースを中心に、整備費や運転経費、スケジュール、リレーセンターのあり方などにつきまして、さまざまな角度から調整検討を行ってまいりました。

さらに、今年度に入りまして、構成市の副市長、廃棄物担当部長会議を2回開催し、現炉を延命化して15年間使用する案、6年程度のつなぎ運転と平行し、建て替え1施設とする案、同じく、6年程度のつなぎ運転と平行し、建て替え2施設とする案の三つの案につきまして検討を重ねてまいりました。

いずれの案にいたしましても、本施設のごみ処理過程において発生する精製ガスを利用した発電システムには欠かせないガスエンジンの更新が必要でございますので、その改修工事に係る債務負担行為の補正予算を、本8月定例会に提案をさせていただいております。

今後の施設の整備方針の決定につきまして、現炉を延命化して15年間使

用する案、6年程度のつなぎ運転をする案、いずれにいたしましても、施設本体の改修工事は必要になるわけでございます。

そのためには、来年2月の議会、定例会でございますけれども、関連する補正予算の計上をしなければなりませんので、本年中の早い時期には決定をしたいというふうに思っておりますが、この決定というのは、将来のことを全部決めてしまうという決定ではありませんで、とりあえずつなぎ運転をしなくちゃいけないと。ガスエンジンを交換するためには一定の、ガスエンジンについては、製作は外国で行われるということもありまして長期間掛かりますので、そのための債務負担をまずお願いをしているところでございます。そして、それに伴います6年間の延長のための改修工事というものも必要になってまいりますので、その辺については急いで決定をする必要がありますよということでございまして、まだどういう案でいくかということも決定はいただいておりますし、今後分担金の話も出てくると思いますし、南島原市が8町のうちの今2町が加入されていますけれども、6町の分のごみ処理量をどうしていくかと、細かい検討が必要になります。

それから、今まで基金として積み立てをした額というのが大体40億円ぐらいでございます。これは、決算、予算等を見ていただければお分かりなんですけれども、これは3市と2町の分なんです。その辺の負担割合の問題もあるでしょうから、どういう方式でいくかということと財政的な問題、あり方というものも含めて、分担金等の問題も含めて、検討をしていく必要があるんだろうなど。

今日の御質疑等もそうでございますけど、やはり各市の議会にとりましては、自分たちの負担がどうなるんだろうかということもやっぱり関心事でございましょうし、どういうことで今後運転をしていくのかということも関心事項ではあるんじゃないかなというふうに思っております。

今日は午前中に全員協議会がございましたけれども、まず、組合の議員の皆様方に理解をしてもらうというのが、これは当然ながら第一義的な問題でございまして、各市の議会から選出されてこの県央県南広域環境組合の議員になられているということもありますので、本質的には各議会で説明をしてもらうと。それは担当部局がありますから、生活環境の廃棄物担当の部局で説明をもらうと。ただし、細かいところになると分からないこともあるかもしれませんが、そういうことになりますと、会議の効率上、そこが主催をして説明をしていただいで、お手伝いというわけじゃないんですけれども、参考に、もっと詳しいことを知りたいとかいうこともあるでしょうから、そこに

県南の職員に出て行ってもらって一緒にといたしますか、一緒にはないんですけど、各議会の担当、各市の担当部局で説明をしていくのが第一義となると思いますけれども、その補助者というわけでもないでしょうけれども、そういう形で説明をしていったらどうかなということを私今申し上げておまして、各事務局にも、私どもの事務局にもそのように話をさせていただいていると。まだそこまでの状況にはなっていないと。今後どういうふうな方針でいくかということは、まずガスエンジンを発注し、それから6年のつなぎ運転がいずれにしても必要ですので、まずその分の議決を経て、それから、新しい炉といたしましても色んな方式もあるでしょうし、色んな形もあるでしょうから、そういう形、そして契約の方法とか色々研究しなくてはいけない問題というのは非常に多いんですね。

これから、そういうやつがようやくできるようになってきたと、これは和解をして1年10か月経つんですけれども、その間ずっと検討をしてきまして、ようやくここに至ってきたかなというようなことでございます。それまでは、要するにデータの公開等がありませんでしたので、どういう方法をとった方がいいのかという試算もできないというような状況でしたので、ようやく今の段階になってきたなという思いでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

ぜひ十分な時間というか、タイムスケジュールの中に、そういう構成議会の色んな討論の場を保証していただきたいというふうに思うんですが、これからの質問の前に、今日午前中に色々やりとりがありましたので。

構成市の中で色々検討会議が開かれて、方向性が大体示されたような気がするんですけれども、そういったものを大きな重要な参考資料として、これから管理者、副管理者を含めての協議をされていくというふうになるんでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

当然、案を出すということになると私どもの方で、市であれば市長が議案を出すわけですから、それと同じようなことで、ここは政策調整会議というものがありますから、4市長ですけれども、そこで合意をしたものが出ていくということになるわけで、そういう協議を重ねながらやっていく必要があるなど。

ただ、皆さんなかなかスケジュールが合わないということもありまして、まずそのために、担当課長部長会議をし、部長と、それから副市長の会議をしということで、効率的なやり方に努めているというところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

やはり予定していたように、非常にここの焼却炉については経費がかさむということが計算上も色々提供されていて、やはりそうだったのかなというふうな思いをしながら今日の午前中の会議に臨んだんですけども、その中で事務局長の方から、諫早がこの焼却炉を採用したのが平成17年ですかね、2005年だったと思うんですが、それ以降は、全国でこのガス化改質式の熔融炉については採用がなされていないということだったというふうにお聞きしたんですけども、それは、JFEさんが入札をしなかったのか、入札したけれども落札できなかったのか、そこら辺についてまずお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ガス化熔融炉、ガス化改質方式の発注状況に関する御質問だと思います。

現在、全国自治体において稼働中の施設は、ガス化改質方式の分は4施設ございます。青森、それから倉敷、徳島ですね。これはいずれも当クリーンセンターが稼働を開始した2005年、平成17年と同時期でございます。その後、新たに稼働を開始した施設はございません。

本組合の施設稼働以降、この方式が採用されていない理由ということですが、どちらの自治体も、私たちもそうでございますが、新炉を建設する際には、その建設費、それから維持管理費などを検討し、総合的に判断されると思いますけれども、その色んな方式の中で検討をされた結果が今現在の状況に至っているものと私たちは思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

今、入札をされたのかどうかということについてはありませんでしたが、じゃあ、このガス化改質式という焼却炉は、現在も製造されていますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

製造は、これは発注されてからの受注生産ということでございますので、私たちは、自治体では今4施設は理解しているところですが、民間でもあと3施設ほどあるみたいでございしますが、それも私たちよりも後ですね。平成17年以降に稼働した施設はないようでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

特許の焼却炉ということで、当初から特許を取得した部品等がかなり多く使われているということなんですが、この焼却炉の特許を取っている部品とかいうのは、大体何か所か何種類とかあるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

何種類とかということまでは把握しておりませんが、システムといたしまして、ガスエンジンまで含めまして、サーモセレクト炉というのがありますけど、サーモセレクト炉といいますのは、燃焼した際にそこからガスが発生しまして、ガスを精製したもので発電をするシステムというところが特別なライセンスを持って、JFEの前身である川崎製鉄ですかね、それから引き継いで今JFEがやっているということで、すみません、その特許の数は把握しておりません。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

分かりました。JFEとの話し合いのことについて若干お聞きしたいんですが、午前中の議論の中にもありましたけれども、裁判でも実は大きな争点になって、運転契約以外でJFEが単独でまた運転経費を自分たちだけで払っている部分があるんじゃないかというようなことが随分話題というか、話し合いになった経緯がありますけれども、その運転契約以外にJFEがこれまでの運転の中で独自に出した経費とかいうのは分かりますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

我々は、平成32年度以降の炉の方針を決定するに当たりまして、その検討する資料といたしまして、JFEさんから、全自治体の今掛かっている経費が幾らかというの提出をさせていただいております。その提出していただいた資料を、これからの運転経費ということでそれを採用させていただいて、今回検討をいたしております。

JFEとの具体的な協議につきましては、これまで運転の状況、運転経費等を精査し、このまま引き続き運転契約につきましては慎重に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

では、次に行きたいと思います。

一定の時期に住民説明会等が必要ではないかというふうに思っているんですけども、先ほどの構成市議会との関係なんかもありますけれども、こちら辺についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

住民説明会についてに関する御質問だと思っております。

本組合では、本組合クリーンセンター本体及び東西のリレーセンターに、組合の運転状況の把握や意見交換を行う目的で、それぞれ地域協議会というのを設置しております。現段階では、今後の施設の整備方針が決定しておりますが、その方針が決まりましたら、住民説明会ということではなく、まず、色々搬送ルートの問題だとか、今まで色々協議を進めてきた経過もございますので、まずは地域協議会の皆様に御理解と御協力をお願いすることも今後ございますので、速やかに説明をすべきだというふうに事務局としては考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

それでは、次に行きます。

瑕疵担保期間は設定できるのかということを書いておりましたが、このように、つなぎ運転とか延命化とかで色々変わってくるところはあるかも分かりませんが、この瑕疵担保期間というのは、そういう新設の炉について

そういうものを設定するのか。今回のような場合には瑕疵担保期間というのは設定できないのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

瑕疵担保期間が設定できるかということでございますけれども、施設の運転契約につきましては、現在15年間という形でやっておりますけれども、現在のように長期的な契約をすべきだというふうに認識しております。ただ、相手様があることでございますので明確にお答えはできませんけれども、平成32年度以降の運転につきましては、瑕疵担保ということではなくて、ごみ処理の性能保証を担保した長期契約ができるように協議をしていきたい、現在のようにでございますが、そういうふうにしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

性能保証というのは今もありますよね。覚書の中に書き込んであるんですかね。そういうふうな方向でということなんですけれども、瑕疵担保というのは、それ以上に運転者の責任を明らかにするものだというふうに思うんですけれども、瑕疵担保期間が設定をされないということであれば、その間に責任ある運転というのは、どういう形で担保されるんですかね。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

瑕疵担保というのは、今回ガスエンジンとかを更新するわけでございますが、機器には設計上の瑕疵担保期間がそれぞれ設定されておりますけれども、私たちは、瑕疵担保という言葉を使うのかどうか分かりませんが、確実に運転経費の分で協議をいたしまして、確実にそれが履行されますような努力はしていきたいというふうに考えています。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

例えばA案の場合、今日の午前中にあった延命化の分ですね。延命化された場合には、例えば延命化は5年、10年、15年というような形でどういう契

約を結ぶのかということがあるんだろうと思うんですけども、その延命化の場合には、瑕疵担保というのは設定できるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

この炉を延命化する場合、10年延命化するのか、15年延命化するのかでございましては毎年更新ということではなく、10年間運転するというのであれば10年間しっかり運転をしていただくような契約を交わしたいというふうに考えています。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

そこら辺はまだ固まっていないということですね。10年から15年のうちのA案でいけば、その中で期間についてもこれから話をしていくということなんですよ。

それではその契約のあり方、管理者ですよ、運転経費とか、15年とかになればかなり世間の物価上昇とかなんとも色々あるだろうと思うんですけども、契約の方法としては、一括15年、経費を含めて契約を結ぶのか、5年、10年というような形で結んでいくのかというのはいかがですか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

契約につきましては、現在の炉が15年の瑕疵担保の月の契約をしているというようなことでございまして、最近は包括契約みたいな、運転も何もかも含めての包括契約みたいなもの、建設まで含めてそういうことをされているところもあるみたいですので、これからの研究課題だというふうに思いますし、一番長期で契約をするのは安心感がありますけれども、そのときの需用費、どういう方式になるかによって電気代が多額に掛かるとか、売電代の収入がどれくらいになるとかありますけれども、その電気料金そのものにしても、買うものも売るものも、料金というのは変わってきますので、そういうことで包括契約の中でその基準を決めてその前後をしていくというような契約のやり方もあると思いますので、どれが一番組合にとって有利かどうかというのを検討して、そういう包括契約みたいなやり方のほうが最近は多くなっているというのも事実みたいですので、その辺はこれからの研究課題

ということになるだろうと思います。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

覚書については取り交わす予定ですか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

すみません、何の覚書ですか。運転の覚書ですか。（「そうです」と言う者あり）

運転の覚書といいますか、その工事を発注するときに包括契約をすると。包括契約の形になると、当然、覚書の内容というのは発注の段階で決まってしまうみたいなそれまで含めて、運転経費まで含めての入札なら入札になると思いますので、提案型なら提案型になると思いますので、その辺についてはまだ考えておりませんが、その中で、3年ごとに仮に見直すとかいうのが出てきていけば、その間の覚書を交わしていくという形になるんじゃないかなというふうに思いますけど、まだ何もそこは決定をしておりません。決定もしておりませんし、どれがいいかという方策についても、一定今日、提示をさせていただいた中で、この道に進むよということになれば、その部分についてもっと詳しいお話ができるようになるかなと、答弁もできるようになるかなと思いますけれども、今の段階では、先ほどから申し上げているように、そこについて具体的に考えているというわけではございません。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

この問題をなぜ取り上げたかといいますと、今の現契約の中で、覚書と変更後覚書が、議会に明らかにならない中で締結をされていた。それが百条委員会とかを設置する中で、そういう覚書が相手方と結ばれていたというのが分かったので、それで、大変みんな驚いたりとかしたというふうな経過があるものですからこの件をお尋ねしたんですけれども、ぜひそういう契約、私は契約条項に入るんじゃないかと思うんですが、そういう問題は、ぜひ一切含めて、できるだけ議会に提案をしていただくというようなことでお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

裁判の争点にもなりましたし、今このようなことで和解をし、総額では31億円程度になりますけれども、これで約8年余り掛かっています、第一審の提起からですね。その8年間掛かったということもありますので、そしてまた時代も違いますので、覚書を結ぶとしてどの程度の内容になるかというのはよくまだ検討をしていませんから分かりません。情報公開ということかもしれませんが、そういう部分で提示できるような契約を結ぶ必要があるなと思っています。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

これはちょっとよく分からなかったので、次の問題、再度質問をさせていただけますけれども、長寿命化に対する補助金というのは今回対象にならないということだったんですかね。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

長寿命化に対する補助金ということでございますが、現在の補助制度の内容について少し説明させていただきたいと思えます。

長寿命化に対する補助制度につきましては、現在、循環型社会形成推進交付金という制度がございます。交付対象事業の中に、既設の廃棄物処理施設の基幹的改良工事、これは長寿命化する場合でございますが、通常の交付率は対象事業費の3分の1となっております。

主な交付要件がございます。主な交付要件につきましては、改良によって施設の稼働に必要なエネルギー消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるものとなっております、対象となる設備はその削減に寄与するのみというふうになります。

現在、私たちの、当施設のサーモセレクト方式でございますが、省エネ化に努めておまして、システム上、これ以上のCO<sub>2</sub>削減の効果は非常に難しいでございますので、今回交付金の対象とはなっておりませんが、起債事業でやりたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

8番については、事前に担当課と色々話す中で、ここでは省略をさせていただきたいと思いますが、9番の県の広域ごみ処理広域化計画、平成31年度以降の策定について、さきの2月の定例議会の中で、当時の山本事務局長が、県は、平成29年度中に31年度以降の方向性を明らかにするのではないかなというようなことを御答弁いただいているんですね。そういうことを含めてでありますけれども、県の広域化計画というのは、現在のやつと変更になるようなところはあるのでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

長崎県ごみ処理広域化計画に関する御質問にお答えいたします。

長崎県では、国の指導の基に、平成11年3月に長崎県ごみ処理広域化計画を策定され、21年7月に計画の見直しがなされているところでございます。

平成30年度時点におきまして、県下の焼却施設の広域化、集約化につきましては平成32年度が目標となっておりますが、その目標値である17施設に集約される見通しであるということでご伺っておりまして、県におかれましては、今後はこの計画を見直すことではなく、上位計画であります、次期、長崎県廃棄物処理計画において今後の広域化、集約化の考え方や課題などについて明記されるということでございまして、今年の説明会の場でお聞きしたところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

分かりました。ありがとうございます。瑕疵担保期間以降の問題については、これからいよいよ大詰めを迎えるというように思いますので、私たちが責任ある対応が求められてくるというふうに思いますから、ぜひ意思疎通を十分にしまして、万全の体制で瑕疵担保期間以降の運転契約が締結できるように管理者の皆さん方にもお願いしたいし、私もぜひそういう立場で色々と言言を続けていきたいというふうに思っています。

それから、3番のごみ搬送ルートについてでありますけれども、その後の経過についてということで御答弁をよろしくお願ひします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ごみ搬送ルートに関する御質問にお答えいたします。

平成29年8月定例会以降、ごみ搬送ルートについて特別に話し合いの場は持ってはおりません。しかし、今年7月に開催いたしました県央県南クリーンセンター地域協議会の際に、御手水町の自治会町さんから道路に関する要望等がございましたので、自治会町及び地元役員さんと現地立ち会いを行ったところでございます。

要望の内容としましては、搬送ルートからの水の問題、通行に支障のある竹木の伐採とかの問題でございました。この搬送ルートの問題につきましては、整備方針が決定し、将来の姿が明らかになった時点で施設の整備と併せて検討していかなければならないと、現段階ではそう思っているところでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

御手水を含めてでありますけれども、今の焼却炉というのは、32年度まではそういう搬送ルートの問題なんかについても地元説明会が終わっているということですか。それ以降のやつは、まだこれから話をするということなんですね。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

これからについては、おっしゃるとおりこれから地元に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

ちょっとおさらいをさせていただきたいんですが、御手水の話がされました。確かに離合をするときなんかかなり、今いっぱいいっぱいの離合態勢なんですけれども、そのそもその原因は、福田町の今の表道路と言ったら分かりますかね。そして、中山という集落だと思んですが、ごみ処理場を造るときに、裏にもちゃんと新たな道路を建設しているわけですね。そこに二つ平行的に今道路があるわけなんですけれども、そこを本来は通って、御手水の方とかは行かないというようなことで最初は何か計画してあったんじゃないでしょう

か。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

おっしゃられるように、中山東線という市道になっていると思いますけれども、そこを使うというふうな形で建設がされたというふうに聞いていますけれど、現在、普通の一般のパッカー車、市内のごみは上りと下りで分けて運行していますけれども、うちのリレーセンターからのアームロール車は、おっしゃるとおり御手水の中を運行しております。

先ほど申し上げましたけれども、今後の整備方針が決定しましたらば、それまで含めて、これから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

かなりずっと検討状態で今まできているんじゃないかなというふうに思うんですね。何がネックになっていて、正常な搬送ルートにならないのかというのがよく分からないんですが、管理者いかがですか。やっぱり住民の方々の色々な御要望とか当然あるわけですが、そういう中で、なかなか踏み切れない何かがあるということなんですか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

当時のことは私も詳しくは存じ上げていないんですけれども、中山東線については上りと下りとを分けるということでその道路工事をするに至ったということまでは知っているんですけれども、その後、地元が福田町という地元なんですけれども、そこから異議が出たんじゃないかなというふうに思います。何回かお願いといいますか接触はさせていただいていますけれども、まだ解決に至っていないと。

今回、地元説明会も当然必要になって、地域説明会と申しましたかね。それも必要になってまいりますので、その辺も含めてお願いをすることになろうかと思っておりますけれども、相手様がいらっしゃることをございますから、丁寧なやり方でやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員

○4番（田添政継君）

よろしく願いしておきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

続きまして、小田孝明議員。

○10番（小田孝明君）

私がお尋ねするのは、電気代の削減についてということでお尋ねをいたします。

午前中も話がございました。それから、色々出てきた中で、平成11年にこの県央県南環境組合が設立をされて、平成14年にガス化溶融炉方式で建設が始まり、そして17年4月から稼働をしたと、供用を開始したと。それまでは、性能試験とか、あるいは予備性能試験、引き渡し性能試験ということを行われて、そしてスタートをしたという形になったようでございます。

やっぱり開始早々色々なことが、皆さん不慣れであったろうと思います。機械自体も、炉自体も初めてのことで、JFEの方も初めてでございます。そこに働く人たちも初めてでございます。そういうことから、なかなかスムーズに焼却というのができないという状況で、途中、長崎市のほうにごみを搬送して助けていただいたというか、協力をいただいたというようなこともあったと。そして、色々な点が指摘をされて、平成17年から4回補強工事を行われ、それから、改善、改良工事も3回程度行われたということで、その辺、相当な金額になったんじゃないかと思います。

私たちは、工事中にここを見学に参りました。そのときに聞いたことは、この施設内での電気は全て賄えますよと。そして、売電もやっていきますということでお聞きをして、すばらしい方式だということで感心をしながら、説明を聞き、帰ったことを覚えておるわけでございます。

しかしながら現実には、もう皆さん御存知のとおり、なかなか売電とかなんとかいう状況じゃありません。発電量も思ったとおり、全く予想どおりというか、計画どおりにならなかったということで、色々な裁判、あるいは特別委員会ということで現在に至って、和解に至ったという状況でございます。

そこで、平成37年度までを見据えて、用役費というのがやっぱり大きなウエイトを占めるということで、LNGのこともありますけれども、電気代の削減について、色々具体的にどういうようなことで対策といいますか、対応ということを考えていらっしゃる、実施していらっしゃるのか、その点をお尋ねしたいと思います。よろしく願います。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

施設の電気代の削減についてでございます。本施設は、先ほどおっしゃいましたように、ごみ処理過程におきまして発生をいたします精製ガスを利用した発電システムにより運転をしております。この発電システムに欠かせないガスエンジンを含みます発電機が安定稼働をすることにより発電量を一定に保つことができますので、これまでもJFEと協議を行いまして、日ごろの点検、整備を含めまして、施設の安定操業に努めているところでございます。

また、施設の運転技術の向上やデマンド監視装置を設置いたしまして、使用する電力の省力化が可能となったことから、これまで5回にわたりまして契約電力を変更して基本料金の削減を図っております。

直近では、本年6月に契約を変更し、年間で195万円程度の減額を見込んでおります。電気代の削減につきましては、新電力の導入も一つの方法と考えまして、平成27年度に検討をいたしました。当時は電力の安定供給に対するリスク面の関係等で導入に至らなかったという経過がございます。

新電力の導入は、電力料金の低廉化が見込まれるものの、送配電設備等が被災した場合の復旧に係わる優先度、新電力会社の経営安定度等、考慮すべき問題もありますので、その導入につきましては、他の施設等の動向を見極めながら、慎重に判断をしていく必要があるというふうに思っております。

クリーンセンターで使っています電気代は、年によって変動がございます。平成26年ですと2億600万円、それから、平成28年は1億9,500万円、それから、30年度の予算でお願いしているのが2億600万円程度、年によって変動が非常にあります。それは発電の能力といいますか、それによっても違うんだというふうに思います。

今、発電と配電が別々の会社で行われていると。九州電力さんも、発電部門と配電部門というのは別会社になっているというふうにお聞きしております。その新電力会社は、その配電網をお借りして配電をするということになっているのでございますけれども、ここが今、年間に買う電力の方がずっと多いんですけれども、新しい炉に転換をした場合にどうなるのかと。発電して売る売電の方が多くなるということも考えられますし、時期によって、あるときには買って、あるときには売ってということになるんじゃないかなと。それをして、電気料金をなるべく低廉に安定させていくということが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

ここも、たしか送電が1系統しかないんですよ。1系統しかなくて、以前、カラスだったと思うんですけども、その高圧でショートをしまして、発電ができないということは、ごみの焼却ができないということになっていますので、一度、九電さんにも2系統になりませんかということでお願いに行ったこともありまして、大きな企業とか大きな発電所、大きな電力を使うところは2系統で電力を供給していただくということが出来るんじゃないかなというふうに思います。ただ、ここはここだけが大量の電力を使っていますので、そういう意味でどうなのかというのはありますけれども、そういう安定性というものも考える必要がある。電力が止まるとごみ処理ができなくなるということになってきまして、それを自家発電で賄うというのは全然違う単位の話でございますので、その辺は慎重に検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（松本正則君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

ありがとうございました。今年度の29年度の決算の状況を見ておりまして、ごみの処理量は8万2,000tから8万tに1.1%減っておりますね。そして、電気代は13.5%上がっているんですよ、額は。LNGのほうは下がっているんです、やっぱり、2.7%。電気代は13.5%上がっているんです。処理するごみの量は減ったのに電気代は上がっておる。こういうことはちょっと理解できないわけです。

それから、売電が今年を見ますと、29年は73万円ぐらい。こちらが九電から購入する電気代、ちょっと割ってみますと、1kw17円50銭。73万円の売電の価格はkw当たり幾らですか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

すみません、今計算していますので、後もって返答をさせていただきたいと思えます。

○議長（松本正則君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

私が調べたら8円90銭かな、70銭かな。半分に、買うのは17円50銭、売るのは8円何十銭か。それはわずかな73万円ぐらいの金額ではあるけれ

ども、買うときは、やっぱり同じ値段で買ってくださいよということを話したことありますか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

すみません、そういった交渉はしたことはございません。

○議長（松本正則君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

これは、やっぱりこういうところも感覚を持っていただきたい。例えばの話、個人対個人でも一緒。売るときに倍の値段で売って買うときに半分、買う人はいいけれども、売る人は大変でしょう。当たり前、常識を通すようなことをして。やっぱり話をしてみる必要があつとやなかですか、そういうことも。

とにかく、ものの収量、ごみの処理量を減らすということで努力をする。努力していく。その中で、関係なく用役費が上がる。やっぱりそれも下がるような形で努力を持っていくようなことを考えんといかんですよ。平成37年まではこれを続けるということでの方向を、用役費をいかにして下げていくかということについて、やっぱり第一に取り組むべきことですよ。

それから新電力の問題、今、長崎新聞を見ていましたら「新電力のシェアが拡大」となっておる。平成15年の時点では10%ぐらいだったのが、18年5月では15.7%のシェアを占めておる。新電力の特別高圧の月間販売量、そして今は、電力を売買する卸電力市場というシステムを設けておる。だから、電力を調達しやすくなっているということも出てきておる。

どっこい、電力会社も慌てておる。これが電力を切り換えようとするとならば2、3か月掛かるそうで、その2、3か月のところに新電力に移ろうとすると、電力会社はその情報をキャッチして、すぐ飛んできて、うちは向こうより安くしますよとかなんとか色々なことをやっておる。それを、経済産業省がこれはいかんと、それから、公正取引委員会もこれはいかんとということで、自由競争が阻害されるということで、国も考えるそうです、対策を。そういう状況にある。平成27年度に考えたということであるけれども、やっぱりちゃんと考えて物事を一歩でも進めて、1%も2%も削減するようなことを進めんといかん。1%で200万円近くじゃろ。そういうことを、前向きにどんどん進める必要があると私は思いますよ。どう感じるか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新電力の導入につきましては、先ほど管理者から申しあげましたけれども、確かに、私たち組合としましては、32年度以降、用役費の削減、もちろん全ての運転経費の削減に努めてまいりたいと考えておりますし、もちろん毎年でもございますけれども、最初に管理者が説明しましたけれども、デマンド料を抑えてきてといった、できる限りのことはやってきたつもりでございます。

昨年度オーバーしているものは単価の上がった分でありますとか、再生可能エネルギー発電の促進賦課金とかが上がった分で、確かに前年度と比べますと、その分で半分ぐらいがそれで上がっていますけれども、今後も引き続き安定稼働と経費の節減には、組合を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松本正則君）

小田議員

○10番（小田孝明君）

この炉を動かすのについて課長補佐から詳しく聞きましたけど、JFEの方たちが、この炉を、ごみの量を燃やすのについて、スムーズに、効率的に動かすという、それだけでも相当の電気料が節減できると。ということは、JFEに、そこに現在働いていらっしゃる方たちの技術といいますか、能力といいますか、これによって大分、電気料の削減につながるということを知りました。だから、JFEの方が快適に気持ちよく働かれるような環境を作ることも、これは大事なことじゃないかと思えます。だから、気分よく、涼しい快適な環境でやっていただくというようなことも、やっぱり頑張ってくださいということは大変必要なことじゃないかと思えます。

それから、今おっしゃった平成27年度そうでしたでしょう。先ほど私が申しあげたこのことも十分頭に入れていただいて、1%でも2%でも、一応取り組んでみよう、当たってみよう、そういうことをひとつ取り組んでいただきたいということを私はお願いをし、そしてまた期待をして一般質問を終わります。

○議長（松本正則君）

これにて通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。2時25分から再開いたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6に入ります。

議案第7号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第7号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議案第7号の1ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億650万7,000円を追加するもので、補正後の予算総額は33億421万1,000円となり、前年度同期と比較しますと、額にして7億5,031万8,000円の減となります。

補正予算の概要でございますが、本日お手元に配付しております議案第7号参考資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算は、平成28年10月18日にJFEエンジニアリング株式会社と本組合との間で成立した和解条項に基づき、平成29年度分の精算金の額が確定し、合意書が締結されたことから、その一部を訴訟代理人に対する弁護士報酬の支払いに充て、その残りをごみ処理施設建設整備基金に積み立てるものでございます。

3、予算の概要欄を御覧ください。

(1)歳入の補正予算額として、7款、諸収入に平成29年度分の精算金1億650万7,000円を計上し、(2)歳出の補正予算額として2款1項1目の委託料に平成29年度分の精算金に対する弁護士報酬として453万6,000円を計上し、残りの1億197万1,000円を2款1項2目の積立金、ごみ処理建設整備基金に計上するものでございます。

4、精算金額に、今回確定した平成29年度の精算金額を表示しております。

その下段には、参考として、和解における平成17年度から平成31年度までの15年間全体の和解解決金及び精算金の実績と見込みを整理しております。

①平成28年度までの金額ですが、平成17年度から22年度までの6年間の高裁での和解解決金が17億5,000万円、平成23年度から28年度までの確定した精算金が7億7,252万811円、合計25億2,252万

811円となります。

今回、補正予算に計上しております、②平成29年度分精算金1億650万6,739円。

これに、③平成30年度から31年度分の精算金はまだ未確定でございますが、平成29年度分精算金と同額と見込んだ場合、2億1,301万3,478円。

この①から③の合計金額が、15年間全体の総額となりますが、おおよそ28億4,000万円となる見込みでございます。

次のページを御覧ください。

5、ごみ処理施設建設整備基金の状況ですが、積み立ての推移を整理しております、平成29年度末現在高30億8,295万3,000円に、平成30年度当初予算の4億4,000万円、当初利子見込額、今回の補正予算額を加えますと、平成30年度末の基金見込み額は36億2,578万5,000円となります。

次に、訴訟代理人に対する弁護士報酬の算定でございます。

報酬の計算につきましては、平成29年度分の精算金の額に、報酬率4%を乗じ、端数調整と消費税を加えた額となりまして、453万6,000円が今回の補正予算額となります。

次に、債務負担行為、ごみ処理施設改修事業に伴うガスエンジン5台分の改修工事費24億2,000万円についてでございます。

債務負担行為の概要であります、事前に配付しておりました議案第7号資料(第2表債務負担行為関係)というのをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為の概要であります、本日配付しております参考資料の3ページから7ページになります。その両方で説明したいと思っております。

まず最初に、議案第7号資料を御覧ください。

これまでの経緯及び目的でございます。

本施設は、ごみ処理過程において発生する精製ガスを利用した発電システムが特徴的であり、発電に欠かせないガスエンジンが、5台とも平成32年度にメーカー保証期間である9万時間運転に到達することから、15年間延命化する場合、6年程度のつなぎ運転後建て替える場合、いずれの場合においても、ガスエンジンを更新する必要があります。

県央県南クリーンセンターの処理システム図をその下に載せておりますが、当クリーンセンターは1日100tを処理できる焼却炉が3炉ございます。焼却の際発生したガスを精製して、その精製ガスにより5台のガスエンジン

を運転することにより発電を行い、施設を運転しております。このガスエンジンが保証期間に達するというところでございます。

事業の概要でございます。

ガスエンジン等の製作に1年半を要しますことから、事業期間を平成30年度から32年度までとしております。

事業内容でございますが、出力1,500kwのガスエンジンと、それに付随する発電機、制御盤等の製作及び撤去、設置でございます。

次に、事業費につきましては、ガスエンジン等の製作及び撤去、設置費全て込みで24億2,000万円を限度額として、全額を債務負担行為でお願いしております。

財源内訳につきましては、事業費の9割を地方債で、21億7,800万円。残り1割が一般財源となっております。

年度別の事業内容でございますが、平成30年度、31年度がガスエンジンを製作し、32年度に撤去、設置を行います。

議案第7号参考資料の方を御覧いただきと思います。3ページでございます。

改修工事について、図面の方で少し説明をさせていただきます。

3ページは、当施設の全体図でございますが、赤の四角で囲んでいますところがガスエンジンの整備室でございます。本施設の北側に位置しております。

4ページをお願いいたします。

そのガスエンジン発電設備室の平面図でございます。今回、ガスエンジンと一緒に増速機、発電機及びインターフェイス盤とコントロールパネルも更新いたします。

5ページは、その組立図でございます。

6ページに、ガスエンジン等の施工要領でございます。

まず、搬出でございますが、ガスエンジン整備室は道路と同じレベルの建物1階にございますので、ジャッキアップした後横引きし、外に出した後、クレーンによりトレーラーに積み込みます。搬入につきましてはその逆になります。

7ページに工程表を添付しておりますが、No1. ガスエンジンのところをご覧いただきたいと思いますが、機器は発注から完成まで約1年半掛かりますが、設置に2か月を要し、設置後試運転を1か月行い、性能検査をして引き渡しを受けることとしております。

以上で議案第7号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算

(第1号)」の説明を終らせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページをお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。また、マイクを持ってまいります。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田議員。

○8番（上田 篤君）

精算金の問題ですが、先ほど管理者は31億円ぐらいにはなるだろうと言われましたけれども、それは、これに28億円と書いてあるんですね、28億幾らと。どっちが正しいのでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

すみません、記憶違いでした。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。山口議員

○7番（山口喜久雄君）

ガスエンジンの分ですけど、No. 2が一番最後になっているんですけど、この順番が何で1、2、3、4、5と順番に行かないのかなと。何で2が一番最後なのかなというのの一つと、それと、これは当然のことながら随契でJFEさんをお願いをするという格好になるんだらうと思うんですけど、そうですかということと、あと外国製なので、工場検査は外国の工場まで行って検査をされるんでしょうかということと、もう一つは、これは9万時間達成できるような性能を持っているのを造るんでしょうけど、今よりも性能がよくなるんでしょうねということと、あともう一つは、9万時間も持たせなくていいので、6年間延命の場合は、このエンジン自体がもっと簡素化じゃないけど廉価にできないものか。いわゆる9万時間も持たせなくていいということであれ

ば、もっと廉価にできるのではないかということも可能性としてはあるのかなと思って、お尋ねいたします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

まず、工程表の件だと思います。

5台今運転をしておりますけれども、それぞれ運転時間が違います。早く運転時間が9万時間に達したのから順次やっていくという格好で、たまたま順番には並べていませんが、その順番でやっていくということで御理解をいただきたいと思います。

あと、随契かどうかということをございますけれども、おっしゃるとおり、これは随契でございます。このサーモセレクト炉と一緒にありますガスエンジンと同じシステムでございます。これは、JFEの前身である川崎製鉄からそのライセンスを引き継いで運転をしておるんですけれども、もうJFEにしかその運転技術、ノウハウを持った者はございませんので、JFEとの随意契約ということ考えております。

工場検査をするのかということをございます。

今回、今検討しておりますけれども、やっぱり24億円という大きな金額の分でございますので、どういう工場でどういう管理のもとに製作されているのか。また、工場を発送する前に、ちゃんと運転ができるのかということも検証する必要があるのかなということこれから検討になりますけれども、ただ、最終的にはこれから、まだ決定していませんが、これから考えたい、そういうのも必要だと考えております。

最終的には性能検査といたしまして、こちらに持ってきて、ここに据えてからしっかり動くのを確認して引き取りを受けるようにいたしております。

ガスエンジンが9万時間、6年とか3年とかという話がございましたけれども、このガスエンジンは、最高で9万時間持ちますよ、寿命が9万時間ですよということですが、これは1サイクルのメンテナンス計画がございますが、3万時間を1サイクルとして、3万時間が来たときに、大規模なオーバーホールをします。その際、1台に1億3,000万円掛け5台の6億5,000万円掛かります。ですから、またあと3万時間来ますとまたそこで掛かる。私たちは、できるだけ経費を抑えようと考えておりますので、5台更新しまして、1台休ませながら運転して経費の分を削減ができないかということ検討しまして、幾らか電気を買わなければならない部分はありますが、そう

いうふうな計画を立てまして、今回5台の更新という形で予算を計上させてもらっています。3万時間だけ運転するガスエンジンをというのはできないようでございます。

○議長（松本正則君）

山口議員、引き続きどうぞ。

○7番（山口喜久雄君）

今よりも効率がよくなるかどうかというのは答弁ありましたかね。すみません、今のは2問目じゃなくて、1問目の補足ですね。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

JFEと、それから専門のコンサルタントを入れて発注仕様書とかも作成しておりますけれども、今回私たちが発注するのは、サーモセレクト炉で発生した精製ガスで1,500kwをしっかりと発電できるものということで、性能的にはもちろん、今以上ということで私たちは認識しております。

○議長（松本正則君）

山口議員

○7番（山口喜久雄君）

先ほど工場検査はする方向で考えてみたいというふうにおっしゃったように聞こえました。このスケジュール表には工場検査をすると書いてあるんですけど、どっちが本当なのかということと、工場検査は現地に行かれるということで理解しておっているのかということと、もう一回再確認ですね。

それともう一つ、このガスエンジンは、結局JFEさんのプラントではなくなった場合に一切ほかには転用ができないのか、ひょっとして転用ができる可能性がないのか、次の新しい炉にですよ。そこまでお尋ねします。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

工程のところに工場検査とももちろん書いています。私たちは、その中の、1回は行ってみたい、そして自分たちで確認したいと。あとはJFEさんに委託しますので、JFEさんの方で責任を持って、もちろん工場検査をしてからの発送というふうな形で考えています。このガスエンジンがほかにも転用できないかということでございます。実際これはサーモセレクト炉と一体のシステムになっておりますので、ただ、LNGを助燃材といいますか、燃料として燃

やすと、発電はできます。実際どこかの炉にそのまま転用というのは、その炉とバランスがありますので難しいでしょうけれども、あるところで、JFEさんの管理されている民間の施設で、非常時にそれを置いておいて、LNGをたいて発電するというふうなところもあるようでございますので、そういうことも今後は検討材料としたいと思っておりますけど、基本的にはこの期間で終わりでございますけど、そういうところも検討はしてみたいと思っております。

○議長（松本正則君）

よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

続きまして、林田議員。

○12番（林田 勉君）

単純で基本的な質問をしたいと思うんですけど、これはガスエンジンというのは発電ですよ、いわゆる発電機ですよ。ということで、先ほどの新しい考え方の中で、5年間のつなぎということ、最低限つなぎ、そして、最長で言えば延命化の中で使用していくんだろうと思うんですけど、例えばその5年間で24億円、それと、3万時間で6億5,000万円ぐらい掛かるということなんですけど、それを、例えば一般の新しい電機から買ったときの経費、これがここまで達しなかったら換える必要がないんじゃないかなと思うんですけど、そういうコスト計算とかはされていますでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今回、ガスエンジンの債務負担行為を上げさせていただくまでには検討をいたしました。1台当たりが非常に高うございますので、4台で運転ができないのか。4台で運転した場合、その場合電力が足りませんので、電気を購入しなければなりません。そういった試算もいたしました。

3台更新の場合には、1台メンテナンスをしようとするのと相当の量の電気を買わなければいけないというのも試算をいたしました。そういったパターンで3台更新、4台更新、5台更新、それでリスクも考えながら、それで買電の料金を考えながら6年間で試算しますと、どれが一番いいのかということも試算しまして、今回私たちは5台を更新しまして3万時間点検の6億5,000万円ですね。この点検が来ないように、4台運転して1台休ませて、点検のときに幾らか電気を買ってという方法が一番私たちの組合として経費を削減できましたので、その試算の結果、私たちはこの5台を更新させていただくという形で予算計上をさせていただきました。

○議長（松本正則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。

議案第7号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第8号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、御手元に配付しております主要施策の成果説明書により、平成29年度の決算概要を御説明申し上げます。

成果説明書の5ページをお開きください。

併せまして、決算書につきましては、1ページから5ページでございます。

成果説明書の5ページの下段に、平成29年度決算収支の状況の表中、29年度の欄を御覧いただきたいと思っております。

平成29年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額42億5,786万1,657円。歳出総額39億9,872万1,349円となり、歳入歳出差引額は、2億5,914万308円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額となり、前年度と比較しまして1,004万2,346円、3.7%の減でございます。

これは、クリーンセンターの用役費の増などが主な理由でございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明いたします。

成果説明書、6ページ、7ページをお開きください。

決算書は10ページから13ページになります。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は、予算額と決算額の比較でございます。

中段②は、款別の前年度決算額との比較。下段③は、過去5年間における歳入決算額の推移をグラフであらわしたものでございます。

7ページ中段、②の款別決算額前年度比較で説明をさせていただきます。

まず、1款. 分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で、前年度と同額の30億円でございます。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書11ページの備考欄にございますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、2款. 使用料及び手数料でございます。

1項. 使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料としまして、前年度と同額の7,000円でございます。

2項. 手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれる一般廃棄物処理に係る手数料でございます。直接持ち込まれる有料ごみが昨年度より750t増加をしております。これに伴い、前年度比314万円、率にして1.6%の増で、総額は2億30万8,000円の収入となっております。

1項、2項を合計いたしますと2億31万5,000円となっております。

次に、4款. 財産収入でございます。ここは全て基金の預金利息でございます。71万2,000円でございます。

ごみ処理施設建設整備基金の積立額が年々増加していることから、前年度比53万円、率にして291.2%の増となっております。

基金ごとの内訳につきましては、決算書11ページの備考欄を御覧いただきたいと思っております。

次に、繰入金でございます。

平成29年度につきましては、繰り入れは行いませんでした。

繰越金でございます。

平成28年度からの繰越金で2億6,918万3,000円、前年度比3.4%、額にして887万6,000円の増となっております。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 組合預金利子は、歳出計外の現金の預金利息として2万4,000円

でございます。

雑入は、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道利用料負担金や余剰電力販売料、副産物販売料、高裁和解精算金などで、総額は7億8,762万8,000円で、前年度と比べますと9億9,054万7,000円の減となっております。これと預金利子を合わせた諸収入全体では、前年度比55.7%の減、7億8,765万2,000円となっております。

なお、雑入の詳細につきましては、決算書13ページの中段の備考欄に記載をいたしております。

なお、不能欠損及び収入未済額はございません。

続きまして、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

成果説明書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

決算書は16ページから23ページでございます。

成果説明書8ページは、款別の説明、9ページの上段①は、予算額と決算額の比較、中段②は款別決算額前年度比較、下段③は、過去5年間における歳出決算額の推移をグラフであらわしたものでございます。

9ページ中段②の款別決算額前年度比較で主に説明をいたします。

まず、1款. 議会費でございます。

議会費は、組合議会の運営に係る費用でございます。平成29年度は議会開催数の増や視察研修の実施などにより、前年度費202.2%の増、165万6,000円であり、上段①の予算の執行率につきましては53.5%でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、臨時議会分の委員報酬や費用弁償、議事録作成委託料の執行残でございます。

次に、2款. 総務費は、組合の管理運営に係る費用で、職員の給与、事務所の経費、争訟費、基金積立金、監査委員費などでございます。

平成29年度は、ごみ処理施設建設整備基金の積み立て額の減などにより、決算額は前年度比で30.2%の減、14億713万4,000円となっております。予算の執行率は99.6%でございます。

不用額の主なものとしましては、派遣職員の人事異動に係る人件費の減などでございます。

次に、3款. 衛生費でございます。

施設の用役費及び運転管理業務などのごみ処理や余熱利用施設に係る経費でございます。

平成29年度は、クリーンセンターの用役費の増、リレーセンターの年次的

な点検整備に掛かる委託料の減となったことから決算額は前年度費で0.3%の増、14億497万2,000円であり、予算の執行率は82%となっております。

不用額の主なものは、用役費や運転委託業務など委託料の執行残などがございます。

次に、4款. 公債費でございます。

公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、平成21年度をピークに、穏やかに減少しており、昨年度は高利率の起債、繰上償還を実施したことから増となりましたが、決算額は、元金11億5,526万7,000円、利子2,969万2,000円。合わせまして、前年度費23.9%の減で、11億8,495万9,000円となっております。

最後に、5款. 予備費でございます。

充用する案件がありませんでしたので、予備費1,000万円、全て執行残となっております。

なお、成果説明書の10ページには、上段に用役費の前年度比較、その下には、平成25年度以降の推移をグラフ化して掲載しております。

また、11ページ上段には、人件費の前年度比較、中段には基金の状況について記載をいたしております。

成果説明書、12ページから13ページに地方債の状況を記載しております。

12ページは、借入額及び償還費の推移を表にしたもの、13ページはそれらをグラフにしたものがございます。

12ページの①借入額等の表は、網掛け部分が償還を完了しております。

その下の段の②公債費の推移を載せておりまして、29年度末現在の未償還元金の額は、網かけ部分の右端に記載のとおり、12億8,605万1,190円となっております。

今後は、平成31年度をもって起債の償還は完了することとなっております。

13ページを御覧ください。

上段が公債費の推移のグラフになります。

次の段、一般廃棄物処理事業債は、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年までとなっております。

その下の段、(2)一般単独事業債は、余熱利用施設に係るもので、平成28年度に繰上償還を行ったことから、返済が終了したものでございます。

なお、下段の④は地方債残高の推移となっております。

以上で歳入歳出決算についての説明を終らせていただきます。

なお、去る7月24日に、監査委員によりまず決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいたところでございます。

以上で、議案第8号の説明を終らせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松本正則君）**

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際には、ページ数をお示しください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。上田議員。

**○8番（上田 篤君）**

決算書の17ページですが、備考欄に、争訟総括事務として1億3,597万2,000円上げてありますけれども、これはどのような内訳、算定方法、あるいは契約の内容がどうなっているのか、お願いします。

**○議長（松本正則君）**

事務局長

**○事務局長（川路敬一郎君）**

17ページ、争訟総括事務費1億3,597万2,000円の内訳について説明させていただきます。

内容につきましては、平成17年度分から平成22年度分までの解決金。それと、平成23年度分から平成28年度分の精算金の総額が25億2,252万811円でございます。この額に対して争訟代理人への成功報酬として算定しましたのが1億3,597万2,000円ということでございます。

**○議長（松本正則君）**

上田議員

**○8番（上田 篤君）**

弁護士報酬の計算方法はどうなっていますか。

**○議長（松本正則君）**

事務局長

**○事務局長（川路敬一郎君）**

当組合におきましては、訴訟代理人との間で訴訟に関する訴訟行為委託契約を締結しております。この契約では、報酬等の取り扱いについては任期満了の際に協議の上、決めることといたしております。

当組合として、訴訟代理人との間でそれを受けまして、平成29年10月20日付で報酬に関する同意書を締結し、その中で具体的な金額、算定方法の取り扱いを決めております。その中で計算した結果が1億3,597万2,000円ということでございます。（「はい、ありがとうございました」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

お諮りします。

議案第8号は、これを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第8号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（松本正則君）**

御異議なしと認めます。これをもって、平成30年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位の御協力により、スムーズに議事を進行することができました。議

長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午後 3 時 0 0 分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 松本正則

署名議員 小田孝明

署名議員 小嶋光明